

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第39号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(直接払)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>会計管理者は、前2項の規定により債権者から受領する領収書には、請求書、契約書等に使用した印と同一の印を押させなければならない。ただし、亡失その他やむを得ない理由により同一の印を押させることができないときは、この限りでない。この場合においては、理由書及び当該印が正当な債権者のものであることを証する書類を領収書に添えさせなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、特別の理由により債権者から領収書を徴することができないときは、収支等命令者が作成した支払証明書を債権者の領収書に代えることができる。</u></p> <p>(前渡資金の精算)</p> <p>第76条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第64条第4項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。この場合において、「第1項及び第2項」とあるのは、「第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(入札保証金)</p> <p>第103条 略</p>	<p>(直接払)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、特別の理由により債権者から領収書を徴することができないときは、収支等命令者が作成した支払証明書を債権者の領収書に代えることができる。</u></p> <p>(前渡資金の精算)</p> <p>第76条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第64条第3項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(入札保証金)</p> <p>第103条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 収支等命令者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額して競争に参加させることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者</u></p> <p>4 略</p> <p>(無効入札)</p> <p><b>第110条</b> 競争について次の各号のいずれかに該当する者が行った入札及び競りは、無効としなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>入札書の金額、氏名及び印鑑</u>について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(契約保証金)</p> <p><b>第115条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、収支等命令者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 収支等命令者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額して競争に参加させることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、<u>これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者</u></p> <p>4 略</p> <p>(無効入札)</p> <p><b>第110条</b> 競争について次の各号のいずれかに該当する者が行った入札及び競りは、無効としなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>入札書の金額及び氏名</u>について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(契約保証金)</p> <p><b>第115条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、収支等命令者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同</p>

改正前	改正後		
<p>と同種かつ同規模の契約を締結し、<u>これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>4 略 (書類の記入方法)</p> <p><b>第192条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 書類の文字又は記号を訂正しようとするときは、その個所に2本線を引き、その右側又は上位に正書し、<u>訂正した文字及び記号を明らかに読み得るようにして、訂正した者の印を押さなければならない。</u>この場合においては、<u>領収印と同一の印を押さなければならない。</u>ただし、第64条第3項ただし書に該当する場合は、<u>この限りでない。</u></p> <p>5 略 (署名)</p> <p><b>第193条</b> <u>この規則中、記名して印を押す必要があるもので外国人のなすものは、その署名でこれに代えることができる。</u></p> <p>(証拠書類の定義)</p> <p><b>第193条の2</b> 略</p> <p>2 略</p> <p><b>別表第1</b> 支出事務関係一覧表</p> <table border="1" data-bbox="232 1321 1088 1359"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p>規模の契約を締結し、<u>これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>4 略 (書類の記入方法)</p> <p><b>第192条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 書類の文字又は記号を訂正しようとするときは、その個所に2本線を引き、その右側又は上位に正書し<u>なければならない。</u>この場合において、<u>当該書類が契約書であるときは訂正印を押印し、当該書類が契約書以外の書類であるときは訂正の原因及び経緯を記載した記録を作成し保存しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>(証拠書類の定義)</p> <p><b>第193条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p><b>別表第1</b> 支出事務関係一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1160 1321 2011 1359"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略
略			
略			

改正前				改正後			
11 役務費	略			11 役務費	略		
	その他	略			その他	略	
		被留置者及び試験研究等のために飼育している動物の治療に要する治療費	略			被留置者、犯罪被害者等及び試験研究等のために飼育している動物の治療に要する治療費	略
		略				略	
略				略			
注 略				注 略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。